

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	平成28年5月16日（火） 午前10時から正午まで		
開催場所	前原暫定集会施設2階 B会議室		
出席者	委員	高橋 智 委員 金子 猛 委員 川村 祐子 委員 池尻 洋史 委員 横田 涼子 委員 吉岡 博之 委員	渡邊 孝之 委員 長岡 好 委員 吉岡 さやか 委員 笠井 綾子 委員 花岡 好枝 委員 欠席1人
	事務局	福祉保健部長 自立生活支援課長 自立生活支援課主査 自立生活支援課主任 児童発達支援センター長	佐久間 育子 藤井 知文 吉本 朋史 清水 一樹 中村 悠子
傍聴の可否	可	傍聴者数	3人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 会長の互選について 4. 副会長の互選について 5. 小金井市児童発達支援センター運営協議会の概要 6. 会議録の取扱いについて 7. 運営状況及び今年度の予定について 8. 平成27年度の実績報告 9. 平成27年度業務評価報告書について 10. 今後の開催日程について 11. その他 12. 閉会 		

自立生活支援課長 ただ今より第1回小金井市児童発達支援センター運営協議会を開催する。現時点では委員の委嘱前のため、自立生活支援課長が座長ということで、進行を務めさせていただく。

なお、本日は市長が公務により出席できないため、福祉保健部長の佐久間が出席する。

また、開催通知の発送が遅れたことをお詫び申し上げます。

会議に先立ち配布資料の確認をする。

資料1 小金井市児童発達支援センター事業詳細計画
資料2 さくらシート
資料3 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則
資料4 小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿
資料5 小金井市児童発達支援センター「きらり」パンフレット
資料6 児童発達支援センター運営協議会会議録の校正について
資料7 運営状況及び今年度の研修等の開催日程
資料8 平成27年度実績報告
資料9 平成27年度業務評価報告書
資料10 小金井市児童発達支援センター運営協議会スケジュール

自立生活支援課長 それでは、次第に従い進行する。初めに、次第の2委嘱状の交付を行う。本日は市長が公務により出席できないため、福祉保健部長の佐久間より交付させていただく。

自立生活支援課長 続いて、本日は市長が公務により出席できないため、福祉保健部長の佐久間から開会の挨拶をさせていただく。

自立生活支援課長 福祉保健部長は、他の公務があるため、ここで退席させていただく。

自立生活支援課長 それでは、本日は第1回目の会議ということで、ここで各委員の自己紹介をお願いします。

なお、本日は永井委員より事前に欠席の連絡をいただいている。

自立生活支援課長 以上で委員の自己紹介を終了する。

続いて、本協議会の事務局の紹介をさせていただく。事務局は自立生活支援課が担当する。

自立生活支援課長 それでは、次第の3「会長の互選」を行う。
会長の選出は、市民参加条例第28条第3項の規定で、委員の互選により定めることとなっている。自薦、他薦、どちらでも結構だが、いかがか。

委員 推薦。

自立生活支援課長 推薦との発言があった。どなたかご推薦があるか。

委員 児童発達支援センターの立ち上げ時よりご尽力され、前期も同協議会の会長を務められた高橋委員がよいと思う。

自立生活支援課長 高橋委員を会長にとの発言があったが、異議はあるか。

委員 なし。

自立生活支援課長 それでは、高橋委員にお願いをすることでご確認をいただいた。高橋委員はお引き受けいただけるか。

委員 はい。

自立生活支援課長 それでは、ここで進行を会長に交代する。

会長 前期は立ち上がったばかりということもあり、安定的に運営できるよう努力した。しかし、動き始めると色々な課題がでてくるもので、今期はそういった課題の解決についても取り組む時期ではないかと考えている。また、可能であれば、保護者はもちろん、利用している児童の声も聞いてみたいと考えている。

会長 それでは、次第の4「副会長の互選」について、引き続き副会長の選任をする必要があるので、自薦、他薦問わず、どなたかいるか。

会長 では、特別支援学校に勤められており、経験豊富な金子委員に副会長をお願いしたいと思うがいかがか。

委員 異議なし。

会長 それでは、副会長を金子委員にお願いします。一言ご挨拶をお願いします。

副会長 微力ではあるが、勤めさせていただく。よろしくお願いします。

会長 それでは、次の議題に入る前に1点お断りする。

本日の議題は、事務局があらかじめ用意している内容のため、必要最低限の事項である。進め方について何か発言があればお願いします。

委員 なし。

会長 それでは次第の5、「児童発達支援センター運営協議会の概要」について事務局から説明をお願いします。

事務局 配布している「資料3 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則」をご覧いただきたい。本協議会の趣旨については、第1条に「この規則は、小金井市児童発達支援センター条例第13条の規定に基づき、小金井市児童発達支援センターの利用者及び関係者の意見を反映して適正な管理及び運営を図るため設置する。」とあるように、きらりの事業内容の検証・検討である。また、所掌事項は、第2条にあるとおり、運営、管理及び事業執行等についての検証・評価を行い、結果を市長へ報告するものである。次に、委員構成は、第3条のとおり12人の委員で構成されており、うち3人が市民公募、4人が団体代表、2人が学識経験者、3人が関係行政機関の職員となっている。最後に、任期については、2年である。ただし、委員の推薦の関係で、任期が5月1日からとなっている委員もいるのでご了承願いたい。概略は以上である。

会長 事務局から説明があったが、何か質問はあるか。

会長 それでは、次の議題に進む。次第の6「会議録の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局 「資料6 児童発達支援センター運営協議会会議録の校正について」を

ご覧いただきたい。まず、本協議会の運営について、何点か確認させていただく。この協議会も含め、小金井市の附属機関等の会議は原則公開となり、会議録も公開することとなる。これは、小金井市市民参加条例第6条及び第7条に記載されている。また、小金井市市民参加条例施行規則第5条から第7条には会議録作成の基本方針、あるいは会議録記載事項がある。資料6の裏面に市民参加条例規則第6条を掲載している。ここに、会議録の記載内容が定められている。11号をご覧いただきたい。発言内容、発言者名、これについても会議録に記載するという事になっている。一方、それをどういった形で記載するかということが第5条の関係である。記載方法は、第1号は全文記録。これは、名前と発言内容をそのまま記載するもの。次に、第2号は発言者ごとの要点記録。これは、発言者名は記載するが、その内容については要点で載せるというもの。最後に第3号は会議内容の要点記録。会議全体を要点で記録するというものである。これらのうちどれか1つの記載方法を附属機関に諮って決めるということになっている。このため、3方法のうちどれか1つにお決め願いたい。なお、全文記録の場合でも反訳の委託による予算措置はしている。

会長 説明のように、全文記録にするか、発言者の発言内容ごとの要点記録か、会議内容の要点記録かという3つのうち、どちらにするか。

会長 予算的な面ではどちらの方法が一番安価か。

事務局 現時点では全文筆記用の予算を措置している。どちらの記録方法になっても対応は可能である。要点記録となった場合の費用については現時点では確認できない。

委員 要点記録でもよいのではないか。

委員 全文記録では過去の内容を確認するのが大変である。

会長 個人情報観点からは、情報化し難い部分もあるのではないか。

委員 自身の子どものこともあり、情報化されるとなると発言を選んでしまう。

会長 では、個人情報の観点からも個人名を出さずに会議内容の要点記録を作成することとするが、異議はないか。

委員 異議なし。

会長 異議なしと認める。会議録は、会議内容の要点記録を作成することと決定する。他に会議録について調整することはあるか。

委員 要点記録はプライバシーに配慮されるという理解でよいか。

会長 これまでも、委員の校正を経て会議録を公開してきたので、配慮されていると考える。そのような考えでよいか。

事務局 お見込みのとおりである。

事務局 具体的な会議録の調製について説明する。
各回終了後、会議録の案文を事務局にて作成し、各委員に送付する。送付方法については資料6の下のキリトリ線以下に希望の送付方法をご記入いただき、事務局へ提出をお願いする。
自分の発言部分を校正後、校正確認がとれたら、ご返送いただく。いただいた内容を事務局側で修正し、ホームページ掲載、情報公開コーナー等への設置の手続きをとらせていただきたいと考えている。

会長 具体的な会議録作成の手順について説明があったが、何かご意見等はあるか。

委員 なし。

会長 それでは、続いて、次第の7「運営状況及び今年度の予定について」、事務局から説明をお願いする。

事務局 それでは「資料7 運営状況及び今年度の講演会等の開催日程」について、ご覧いただきたい。きりりは平成28年4月1日より運営委託から指定管理者による管理運営に変更となった。指定管理者に指定され

ている事業者は社会福祉法人雲柱社である。主な変更点としては、事業の利用承認事務、利用者負担金等の支払い方法の多様化、施設の利用承認事務、第三者評価の導入の4点である。市の関わり方という点では、特に大きな変更点はない。なお、人員体制については、センター長、副センター長及び児童発達支援管理責任者等に変更があった。4月1日現在の職員体制一覧については資料のとおりである。次に今年度の研修等の開催日程である。地域連携事業として、昨年度より講演会の開催や支援者研修に力を入れており、今年度も同様に計画している。本日配布している資料については、予定であるので、多少変更する部分もあるが、概ねこの予定に沿って実施していきたいと考えている。なお、第1回目の講演会として、6月8日（水）の午前10時から専門学校社会医学技術学院の講堂にて、理学療法士の方を講師に迎え、「足の発達一幼少時の歩き方が健康な足を作る」と題した講演会を開催する。

会長 事務局から説明があったが、何か質問はあるか。

事務局 なお、研修会の場所については、開催の案内と併せてお示ししていく。

会長 前年度に比べ、開催回数は増えているのか。

センター長 支援者研修を1回増やしている。また、ペアレントトレーニングを実施してみようと計画している。

会長 質問がなければ次に進む。

委員 なし。

会長 それでは、「次第8 平成27年度の実績報告」について、センター長から説明をお願いします。

センター長 平成27年度の実績報告を行う。まず、相談支援事業のうち一般相談が1年間で140件。専門相談が600件。また、相談者や関係機関との電話相談が446件となっている。なお、専門相談の中には計画相談も含まれているので数が多くなる。児童発達支援事業は4月に2

1名でスタートし、途中で利用者の異動があったため20名となった。放課後等デイサービス事業は、50名定員だが、昨年度は様々な経過措置があったため人数が定員に達していない。今年度は50名でスタートしている。保育所等訪問支援事業は、なかなか利用に繋がっていないが、支援者研修などを通して少しずつ支援者の方と交流ができてつつあり、2月に1件利用があった。親子通園事業は徐々に利用実績が増えている。外来訓練事業も増加傾向にあり、今年度は両事業とも定員に達する見込みであり、今後相談に来た方々の受皿をどうするのかを課題である。

会長 只今の説明について、何か質問はあるか。

会長 平成27年4月と平成28年3月の数字を比べると、利用者がかなり増加している。センター長の言うとおりに、受皿をどうするのかという問題もある。

センター長 親子通園事業では0歳児から相談がある。これについては、保健センターとも調整が必要ではあるが、保護者同士が悩みを共有できる場を必要としているということもあるので、きりりとしてもなるべく受けたいと考えており、現在は受け入れている。

会長 今後の受入れの決定方法はきりりで判断するのか。それとも市と協議するのか。

センター長 いわゆる法内事業といわれるものは、今後も市との利用調整会議を経て決定していく。
外来訓練事業と親子通園事業は、枠が空いていたため、結果的には申込み順に利用していただいていた。

事務局 原則きりりの利用については、全事業について利用調整会議を経て決定している。特に、4月からの新年度利用については、より重点的に協議を行っているところである。

会長 ニーズが減るということはないので、今期はこういったニーズの増加について、どのように体制を構築していくのかが運営協議会での大事

な論点になっていくのではと考えている。

委員 全体的に利用が増加している中で、保育所等訪問支援事業の実績がかなり低い。現在、きらりを利用しながら、園に通っている児童も増えてきている。本事業にニーズがないのは、使いづらいためなのか、或いは、根本的にニーズとズレがあるのか、検証していく必要がある。園としてもきらりに相談をしたいが、この事業は保護者からの要請によるもので、園から要請することができない。利用料金も掛かるため、施設としても保護者へは求めづらい。この事業のみ利用実績が増加しないということなので、ご一考いただきたい。

センター長 利用料が掛かかるということもある。また、通っている施設に情報を共有することについて、保護者が希望することからスタートするので、難しい。施設からの情報提供の依頼については、保護者の同意が取れている場合は、地域連携という形で連携している。常に、相談を担当する職員には案内するよう伝えている。

事務局 保育所等訪問支援事業の概要をご説明する。当該事業は平成24年の4月に法定化されたものである。それ以前は類似したサービスは存在しなかった。制度の創設の経過として、保護者の障がいに対する受容を重視していたものと考えられる。そのため、先生方からの要望のみでは利用できない事業形態となっている。なお、利用料金については所得に応じた負担上限が設けられているため、過度の負担とはならないものと考えている。

委員 以前、東京都の教育委員会より巡回相談について市へ要請する権利が保障されている旨通知がきている。それに伴い、市へ要望を提出してから8年が経っている。巡回相談という形で支援を行ってほしい。また、きらりと園との必要な情報共有を進めてほしい。保育所等訪問支援事業にこれだけニーズがないのであれば、巡回相談員を幼稚園へ派遣することも検討していただきたい。

会長 巡回相談については、きらりの開設当初から課題となっているところである。幼保の支援についても、地域自立支援協議会の生涯発達支援部会においても大きな議題として取り上げられている。実際、市の事

業で小学校の巡回相談に同行すると、一番心配になるのは元々予定していた児童ではなく、その他のどこにも繋がっていない児童である。そういった児童が小学校に入る前に実態が把握されることが重要であるので、現状の実態に合った仕組み作りはこれまでも本協議会において議論されてきたところだが、今期も課題となると考えている。

委員 保育所等訪問支援事業は外来訓練事業と併用できるのか。

センター長 はい。

委員 保護者の立場としては、事業内容や利用料金が分かりづらかった。本事業を利用すると、口うるさい保護者として認識され、園との関係が悪くなってしまうのではということが懸念される。

センター長 保護者からの要請ということが、利用のハードルを上げる要因となっていることは認識している。

会長 園に出向いて、先生方へ事例検討会等を通して直接研修等を行い、理解・啓発を促していかなければ、個別事案で終わってしまい、施設全体の底上げとならない。

センター長 昨年度、学童保育所への巡回相談は各施設に年3回行き、最後に職員を対象に研修会を1回行った結果、理解・啓発に繋がったと考えている。現在、私立保育園や幼稚園に巡回に行くことができていないことは、大きな課題であると認識している。

会長 他に質問等はないか。

委員 研修会開催予定について、対象がきらりの利用者の保護者となっているのは、1度でも相談を利用した方も対象となるのか。また、そういった方への研修会の周知はどのように行っているのか。

センター長 現在どのような療育を受けているのかをご理解いただくということで、実際に外来訓練等をご利用になられている利用者のみである。その他の方へは、年2回の講演会を計画している。

委員 保護者の障がいに対する理解の促進は、健常児にとっても、障がいのある児童にとっても非常に重要であると考えている。専門の機関として、是非研修を実施していただきたい。

センター長 重要性は認識している。会場の問題が大きい。本来であれば大会場を借りて開催したいところであるが、現在の人員体制で開催可能な規模となると限定される。

委員 資料9 業務評価報告書の裏面にもあるとおり、平成27年度はきらりから講師の派遣も行っている。こういった方策でも対応していきたい。

委員 現在子ども家庭支援センターにもきらりから講師を派遣してもらい、研修会を開催している。今後も全市民を対象として、様々なテーマを取り上げて発信していただきたい。

会長 どこの学校に行っても、多くの児童に心配な部分があり、特性を持った児童のみが困っているという状況ではない。そういったことへの理解も併せてきらりが啓発していくことが大事なのではないかと考える。きらりの認知度を上げていくことも踏まえて、取り組んでほしい。

委員 理解・啓発という点で提案したい。気になる児童の行動について、具体例が記載されたポスターなどで、きらりへ繋がることわかるような内容となっているものを、子ども家庭支援センター内等に掲示するとよいのではないか。きらりのホームページが充実しておらず、見ただけでは分かりづらい。気になる行動についての具体例等を掲載してほしい。

会長 ホームページの充実は前期までの運営協議会においても取り上げてきたが、今後も課題である。

会長 他に質問はないか。

委員 なし。

会長 次に、「次第の9 平成27年度業務評価報告書について」事務局より説明をお願いします。

事務局 本業務評価報告書は前年度の委員による事業の評価及び利用者アンケートを取りまとめ年度の成果物としたものである。今年度も、同様に作成していきたいと考えている。内容について、簡単に説明する。まず、2ページから4ページは、運営協議会の概要、協議内容について掲載されている。次に、5ページは委員の評価する事業及びその事業内容を掲載している。次に7ページから13ページは、委員による事業評価の内容を掲載している。これは、実際にきらりへ足を運んでいただき、事業の風景を観察していただくとともに、職員からもヒアリングを行っていただき、採点していただいたものである。次に14ページから22ページまでが利用者アンケートである。これは、今年度から導入する第三者評価制度でも行うため、第三者評価の方に一本化することとしている。最後に23ページ及び24ページには要望・課題の整理と総括を掲載している。また、参考資料として、協議会の規則、委員名簿、講演会・研修会の開催実績を掲載している。業務評価報告書の説明は以上である。

会長 事務局から説明があったが、何か質問はあるか。

会長 本評価書はきらりのホームページに掲載されるのか。

事務局 掲載する。

会長 きらりのホームページには掲載できないのか。市のホームページ上できらりの情報を探すのが難しい。

事務局 きらりのホームページ上に市のホームページへのリンクを貼るなどして探しやすくなるよう対応していきたい。

会長 初めての委員もいるので、利用者アンケートのことも含めて再度説明をお願いします。

事務局 東京都が行っている第三者評価制度というサービスがあり、評価結果についてはホームページ上で公開され、利用者が確認することができる。現在では多くの施設が導入しているものである。
各事業の評価については、東京都の統一基準での評価と実際に現場を見ていただく運営協議会の委員の評価の両面で評価していきたいと考えている。保護者へのアンケートは、第三者評価と市のアンケートで重複し保護者への負担が大きいため、一本化させていただきたいということである。

会長 運営協議会の委員が実際にきらりへ行って、現場を見て評価を行うことは重要なことであると考えている。また、保護者へ二重にアンケートをすると負担となるので、第三者評価に一本化することは前期の協議会で決定している。

会長 他に質問はあるか。

委員 15ページに記載があるが、給食1食分の利用者負担が650円は高いと思うが、現在はどうなっているのか。今後変更はあるのか。

事務局 所得に応じて負担上限額が変わる。高額所得者は1食650円であり、その他の方は230円又は0円である。現在大多数の方が230円である。算定の根拠としては、当時の障害者自立支援法の改革に関する厚生労働省資料を基準としている。しかし、課題としては認識しているところである。

センター長 国の基準では、420円が人件費相当、230円が実費相当となっている。いかに高額所得の方とはいえ、1食650円は負担が大きいと考えている。

自立生活支援課長 業務評価報告書の中で不満であると記載がある以上、その不満を改善していくことが業務評価報告書の作成の趣旨でもあるので、他市や他の事例も踏まえて、検討していきたい。

会長 質はどうか。

センター長 材料は相当のものを使用している。しかし、幼児は量が少量であるので、割高に感じる。

会長 不満の部分については要検討ということとしたい。

事務局 次に、「次第10 今後の開催日程」について、事務局より説明をお願いする。まず日程について調整をさせていただく。

「資料10 小金井市児童発達支援センター運営協議会スケジュール」をご覧ください。委員の中にはお子さまのいる方もいるので、午前中での開催が望ましいとの判断の下、前回までは平日の午前中に開催していた。次回以降も同様に考え、スケジュールを作成している。資料のとおり、火曜日の午前10時からということで考えている。日程についてご意見等あるか。

会長 資料の開催日通りとしたいと思うが、異議はあるか。

事務局 3月の開催日については、まだ調整も可能である。

会長 他に意見はあるか。

委員 なし。

会長 それでは、概ね本スケジュールの通りとする。毎回、次回については意見調整しながら、進めていきたいと思う。

会長 最後に、「次第11 その他」ということで、他に何か議題とされたい事項はあるか。

委員 なし。

会長 本日の議題は全て終了した。

次回は、平成28年8月2日（火）午前10時から開催を予定している。以上で閉会する。